

# 明治20年代前半における小学校手工科の実態に関するノート

## —第3回内国勧業博覧会の出品物を中心として—

小 原 正 男

1. はじめに
2. 「第三回内國勧業博覧會第五部出品中手工科抜萃」について
  - (1) 資料の紹介
  - (2) 手工科出品参加校の分布
3. 資料の内容分析
  - (1) 手工科加設の黎明期
  - (2) 受賞校の作品と指導の特徴
  - (3) 文部省の見解に沿った加設校
  - (4) 柔軟に対応した加設校
    - ① 職業技能の伝授のために
    - ② 他の教育目的のために
  - (5) 経済的な目的を主眼とした加設校
4. おわりに

### 1. はじめに

周知のように、わが国初等教育における手工科は、1886（明治19）年の小学校令に基づいて定められた、小学校ノ学科及其程度、において高等小学校の加設科目として初めて登場し、次いで1890（明治23）年の改正小学校令で尋常小学校にも加設され、翌年、小学校教則大綱が出されて手工科の要旨・教材・程度が明確に示された。手工科加設の要因ならびに直接的契機、実施の経過については既に優れたいいくつかの先行研究があり、最近では、森下一期氏の画期的な実証的研究の成果も見られる。実施初期の全体的な数的資料は未だ不明であるが、一時は相当なブームをもたらしたといわれる。そこで問題となるのは、これが数年にして一転衰微に至ったという事実である。そして、その主な理由としてあげられている事柄は、親の反発・学校現場の無理解・関係教員の不足・深刻な不況と財源難による不十分な設備・教室の授産場化・製作品の販売が主目的・ヘルバート派の教授の形式段階説の流入・文部省側の手工科教育の目的そのものの不確定等である。そこで本稿では、この手工科“黎明期”に当たるこの時期、1890（明治23）年4月1日から7月31日までの122日間

に東京上野公園において開催された第3回内国勧業博覧会に際して、各地方の手工科実践校が応募作品に添付して提出した審査請求のための文書の写しで、明らかに手島精一審査官が関与していると考えられる主資料を軸とし、これと彼自身の作品審査報告書その他の諸資料を勘案して、現場での様々な受けとめ方の違いを考察し、手工科の普及を進める段階で、当時の各地方の社会・経済上の実態の把握と、それに基づく適切な対応について、行政上に問題はなかったのかを、改めて考えてみたい。

なお、稿中の法令関係を除く「」内の字体は、すべて原文のままに記載したものである。

## 2. 「第三回内國勧業博覧會第五部出品中手工科抜萃」について

### (1) 資料の紹介

東京工業大学百年記念館の「手島精一関係資料」の中に、「第三回内國勧業博覧會第五部出品中手工科抜萃」の表題で、博覧会事務局の墨紙に毛筆でしたためた和文90丁の文書が所蔵されている。この「第五部」は「教育及学藝」として今回の博覧会で初めて創設された部門である。その「第一類」に「教育及學術ノ圖書、器具」の項目があり、これのうち「其二 幼稚園及小學校ノ建築圖按、様式及器具、器械、教科用圖書並幼兒及生徒ノ成績物」及び「其三 中等及高等學校ノ建築圖按、様式及器具、器械、教科用圖書並教員學生々徒ノ實驗ニ係ル成績物」中の尋常師範学校・小学校的手工科出品物につき述べたものである。この文書は、各地の簡易小学校・尋常小学校・高等小学校・尋常師範学校が、審査請求を目的として作品とともに博覧会事務局に提出した文書を、上記の分類に従って抜粋し、写しとしたものと考えられる。内容は、学校名・所在地、出品名とその個数・製作者の学年・氏名・生年月日を最初に記し、学校の教育内容の概要・手工科実施の目的、方法、進歩の状況等を記すとともに、「作品審査請求ノ主眼」の項を設けて、手工科実施の状況・作品完成のプロセス等を紹介している。これらの記述の形式は、ほぼ一定しており、博覧会事務局の規定に則して提出したものと考えられる。作品審査の請求という意味合いから、内容は誇張された面も見られようが、少なくともこの時期の、各地の教育現場における手工科実施の実態や特徴を、かなり正確に、生々しく反映した興味深い資料である。

### (2) 手工科出品参加校の分布

本資料に記載されている参加校の府県別内訳は【表1】のとおりで、学校種別にみれば簡易小学校・尋常小学校・高等小学校・一部不明等の29校、尋常師範学校12校、合計41校である。ただし、1890（明治23）年の内国勧業博覧会事務局発行「第三回内國勧業博覧會褒賞薦告文下巻」によると、徳島県尋常師範学校および富山県尋常師範学校附属小学校の名が記され、ともに手工科作品において「褒状」を受けているので、当抜粋に記録はないが（ ）付きで追加した。ところで石川県の場合は尋常師範学校を含めて参加校が15校もあり、実に全体の35%を占めている。このことは、当時、

手工科の啓発と普及に熱心であった学務課長の檜垣直右と、高等科能美小学校校長や石川県尋常師範学校手工科教師を勤め、さらに尋常師範学校教師と生徒向けの参考書「理論 實地 手工書 全」を編輯した一戸清方の存在が大きく影響していることが推察される。また、7府県が尋常師範学校の出品のみであることは、この時期が、手工科を指導できる教員養成が始められたばかりであり、その卒業者が小学校の現場に出て実際の指導に当たる段階には達していなかったことや、パイロット的な役割を果たそうとする当該地方の尋常師範学校の努力にもかかわらず、手工科に対する地方住民の無理解や反発が大きかったこと、さらには地方財政の逼迫による初等普通教育へのしわよせなどが考えられるであろう。

【表1】 本資料記載中の手工科出品参加校、各府県・校種別一覧

注、( )内の数は、上記の明治23年内國勧業博覽會事務局発行「第三回内國勧業博覽會優賞薦告文下巻」記載より追加したもの。

	鹿児島	佐賀	愛媛	徳島	島根	広島	京都	愛知	名古屋	石川	富山	東京	栃木	宮城	岩手	秋田	北海道	計
小学校						4		3		9	(1)		1					17(1)
尋常科（高等併設3、簡易併設1含む）																		5
高等科（簡易併設1含む）			1						1	3								4
簡易科										2	2							1
不明		1						1									1	3
尋常師範学校	1		1	(1)	1		1	1		1	1	1		1	1	1	1	12(1)

出所「第三回内國勧業博覽會第五部出品中手工科抜萃」東京工業大学百年記念館所蔵より作成。

### 3. 資料の内容分析

#### (1) 手工科加設の黎明期

内容の検討に入る前に、手工科加設に至るこの時期の法的な整備状況について若干整理しておきたい。

手工科加設についての最初の法令である1886（明治19）年の小学校令に基づいて定められた「小学校ノ学科及其規則」には、

「高等小学校ノ学科ハ修身読書作文習字算術地理歴史理科図画唱歌体操裁縫女児トス土地ノ状況ニ因テハ英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得唱歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ」<sup>1)</sup> こうしたわれ、初等普通教育としての手工科が高等小学校段階で誕生した。次いで、1890（明治23）年の改定小学校令では、土地の情況により尋常小学校にも加設が可能となった<sup>2)</sup>。

これに基づいて翌年定められた「小学校教則大綱」では、

「手工ハ眼及手ヲ練習シテ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ養ヒ勤労ヲ好ムノ習慣ヲ長スルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ノ教科ニ手工ヲ加フルトキハ紙、糸、粘土、麦藁等ヲ用ヒテ簡易ナル細工ヲ授クヘシ  
高等小学校ニ手工ヲ加フルトキハ紙、粘土、木、竹、銅線、鉄葉、鉛等ヲ用ヒテ簡易ナル細工ヲ  
授クヘシ

手工ノ品類ハ成ルヘク有用ナルモノヲ撰ヒ之ヲ授クル際其材料及用具ノ種類等ヲ教示シ常ニ節約  
利用ノ習慣ヲ養ハソコトヲ要ス』<sup>3)</sup>

と規定されて、ようやく初等普通教育全体を通しての法的な位置付けを得ることになった。ねらいは、生産技術につながる一般的な基礎能力の開発・勤労精神の涵養・節儉の3項目にしばられていと言えよう。今ここで取り上げる主資料は、この法的整備以前の、わが国手工科加設のいわば黎明期であり手探りの時期といってよいころの教育現場での記録の一部である。

ところで、周知のように明治20年代のわが国は、ようやく近代国家の政治体制を整えようとしていたさなかにあったが、産業面では農業及び徒弟制度に基づく伝統的な手工業が依然として支配的であったし、あらゆる面において封建遺制の末だ強く残存する社会であった。これに対して、一刻も早く欧米列強に対抗し得る近代工業国家への転換を図るための要は、それに応え得る中堅以下の国民層を築くことにあるとして、初等・中等教育段階での実業教育の普及を、早くから強く主張していた人物の1人が、文部官僚であり、しかも中等工業教育の熱心な実践者・啓発者であった手島精一である。彼は万国博覧会関係のエキスパートでもあり、欧米文化・社会に詳しい、当時としては国際人としての識見を持つ人物の1人であった。維新以来国家的指導者養成のための高等教育機関の整備が第一とされてきたことに早くから批判的であった彼は、教育雑誌への論文発表や講演・文部省中枢に対する啓発を強く繰り返してきた。その持論は、文部省中枢に大きな影響を与え、上記「小学校教則大綱」の手工科の内容にも大幅に反映していると考えられる。従って、1890（明治23）年以前、つまり手工科が法的に曖昧であった時期の文部省の有力な見解も、彼の持論が大きく反映されたものであったことを念頭に置いて論議を進める必要があろう。この点で、第3回内国勧業博覧会の教育関係部門に当たる第5部第1類の作品審査官の1人として、直接、手工科作品の審査に当たった彼の審査報告書及び主な講演・論文にも注目したい。

次に掲げる【表2】は、主資料の内容から、尋常師範学校を除く各小学校の参加校名とその所在地・主な作品名とともに、各小学校における手工科加設についての具体的な目的が判断できると考えられる記述内容の一部を、「學校ノ目的」・「審査請求ノ主眼」その他の項目から抽出して作成したものである。以下、この表を対象にして若干の検討を試みたい。

【表2】 第5部出品、小学校手工科参加校・所在地・作品名・加設の目的等の一覧

注：尋常師範学校12校分を除く。★★ 3等有功賞、★ 優良賞。▲ 地場産業との関連あり。

◎ 文部省見解と一致すると考えられるもの。

表【1】 参加校中、尋常小学校の数(1)に当たる富山県尋常師範学校附属小学校を除く。

参加校名	所在地及び主な作品名	加設の目的が判断できると考えられる記述
京達小学校尋常高等科	石川県加賀国江沼郡大聖寺町字八間道67 ▲ ★★ 陶画・陶器	「學術ト實業ノ聯絡ヲ計り、他日家政ニ從ヒ順良柔和ニシテ勤儉ヲ以テ一家ノ生計ヲ立タシムル…」 ◎
錦城小学校尋常高等科	石川県加賀国江沼郡大聖寺町字八間道56 ▲ ★★ 陶画・陶器	「學術ト實業ノ連絡ヲ計リ他日實務ニ就キ順良着実ニシテ忍耐ト勤勉トヲ以テ事ニ從ヒ…」 ◎
鶴木小学校尋常高等簡易科	石川県加賀国石川郡鶴木町 土細工	「手指ヲ銳敏ニシテ脳髓ヲ鍛熟シ視察力ヲ精細ニシ併セテ諸般ノ労働ニ慣レ諸物品ヲ愛好スルノ氣質」 ◎
笠間小学校尋常科	石川県加賀国石川郡鶴木町笠間村 靴拭（早稻わら製品）苧糸で縫う。	「…生徒ノ實業心ヲ養ハンカ爲メ手工科ヲ課ス」「靴ヲ拭フニ柔軟ニシテ靴質ヲ傷メス…之ヲ農家ノ入口ニ備エ置キ足拭トモナス…」 ◎
尋常科勉致小学校	石川県加賀国河北郡 帽掛	「…手指ノ鍛磨意匠ノ發達ニ注意シ實用ノ能力ヲ完成シ…」 ◎
高等科勉致配置所尋常科下田上小学校	石川県加賀国河北郡金浦村字下田上 簾（山野のカヤ・スキを利用）	「…伊豫竹ニテ製シタルモノニ比シテ上品ナル…其廉ナルコトハ更ニ輪ヲ俟タサル所ナリ況シヤ之ヲ學校ニ於テ製スルコトゝセハ漸ク六七才ノ兒童ト雖モ其一部分ヲナシ得ヘキ容易ナル業務ナリ…」
尋常科小坂小学校	石川県加賀国河北郡小金村字小坂 麦稈帽・麦稈敷物	「本校ハ農業地方ニアルヲ以テ特ニ農業ニ注意シテ教授ス且實業科ノ時間ニ於テハ實業ノ外兼テ学理ヲ授ケ農業ノ改良法ヲ普及セシム…麦稈細工ハ生徒心裡ニ美術ノ素地ヲ作り兼テ種々ノ工夫ヲ喚起セシム…成績ハ總テ原價ニ相当ノ工料ヲ加ヘテ之ヲ需要者ニ譲與シ其工料ヲ以テ生徒貯金トナシ…」 ◎
尋常科野町南小学校	石川県加賀国金沢市野町 帽子掛・菓子鉢・紙函 ▲	「實業ニ在リテハ日用接近ナル金工木工竹紙細工等ヲ授ケ…」
尋常簡易科八野小学校 簡易科鈴見小学校	石川県能登国羽咋郡南大海村字八野 麦わら帽 石川県能登国河北郡金浦村 蚕筵 ▲	「…実地ニ天賦ノ諸心力ヲ啓發シ兒童ヲシテ實業ヲ重スル氣風ト實業上ニ敏捷ナル智識ヲ涵養スル…」 ◎ 「…正科ノ時間外ニ課シ以テ生徒ノ實業ヲ重ンスルノ氣風ト其素力ヲ養成…」 「…元来当地ハ敷筵ヲ織ルノ地タルヨリ生徒ヲ早ク修熟シ之ヲ一郡學校成績品評會ニ出品セシニ夥多ノ注文ヲ受ケ惜ムラクハ年長生徒ノ少キト時間ニ限り有ルヲ以テ需用額ニ應シテ製シ得サルノ歎ナキ能ハサルハ本校ノ最モ喜悦ニ堪ヘサル處ニシテ…」 「本校ノ實業ハ手工科ノ如キ目的ニハ非ラスシテ貯金ノ目的ナリ…」
簡易科袋小学校	石川県能登国河北郡湯ノ谷村字袋 稻苗円座（余り苗で作る。冬期、兒童の座席）	「…健康ト節儉ヲ爲サシムルニアリ…山間ニシテ寒氣甚タシク兒童等堪へ兼ヌルヲ以テ往々縮布ノ堅蒲團ヲ用ユ然レトモコレ有ルハ或ハ十中三ニ過キスヨシ之レアルモ年々洗濯ヲ加ヘス故ニ之ヲ改良シテ…一ハ感冒ノ諸邪ヲ凌ギ一ハ多少ノ費用ヲ省キテ用度ヲ得ル此ヲ以テ身ヲ健康ニシ…」
高等科能美小学校	石川県加賀国能美郡小松町字小馬出町 ★ 図画	「…生徒ノ日常目撃セル簡易ナル器物ノ製作ヲ先ニシ傍ラ工具ノ名称使用法及磨研法等ヲ教授シ漸次技術ノ熟達スルニ從ヒ稍複雑ナル器物ヲ製作セシムル都合ナリ…」 「…生徒モ熟練ノ功ヲ積シヲ以テ之ヲ利用シテ家内諸器具等ノ修繕ヲ助ケ或ハ學校ト家庭トヲ間

高等科輪島小学校	石川県能登国鳳至郡 ★ 箱類（弁当箱・煙草箱……）▲	ハス凡ソ事物ニ於テ注意シ之ヲ鄭重ニ取扱フノ良習慣ヲ得…」 「練習日尚ホ浅ク十分ノ成績ヲ見ル能ハスト雖モ観察注意ノ力ヲ緻密ニシルハ確認スル処ロナリ」 「…實業ノ習慣思考力手腕ノ鍛磨ヲ養成スルヲ目的トス」
高等科津幡小学校	石川県能登国河北郡 ★鉄製品（塵取）・真鍮火箸・回転塗板壺型…	◎ ◎ ◎
尋常小学草平学校	愛知県尾張国海東郡草場村大字草平 ランブ敷・靴足袋・袋…	「手指ノ労作ヲ疾速緻密ニ作スコ教練シ美妙ヲ愛玩スル思想ヲ發達シ且該科ニ於ル利益金ハ各生ノ所有ニ帰シ通信省へ貯金セシメ勤儉ノ徳ヲ養成ス…」
尋常小学高畠学校	愛知県尾張国愛知郡荒子村大字高畠 イズミ・裏草蓆	「…農家尋常ノ農間工業ヲ豫習セシムルヲ以テ目的トス…農業地方ニシテ細民多ク農間又ハ夜業ニ草履ヲ造リ裏草蓆ヲ織リ以テ家計ヲ助ケル故也」 「…昨年ニ比シテ貧家ノ子弟就学ノ人員ヲ増加セリ是レ此科ヲ設ケシ結果ノ一部ナラン」
尋常小学遠島学校	愛知県尾張国海東郡 銅壺焼花瓶 ▲	「本校ハ素ト七宝焼産土ノ地タルヲ以テ生徒平素見聞ヨリシテ其製ヲ知ル故ニ實業ノ一端トナルベク因テ學校ノ余暇ヲ以テ製作セシメ出品ス」 「時ト勞トヲ省キ生徒ノ觀念ヲ確実ニシ記憶ヲ強固ナラシムル」
小垣江学校	愛知県三河国碧海郡小垣江村 摘要羽子板・読書作文科用切り抜画	「…隨意ニ離散シ且ツ組立て得ル様ニ製作セシメタルモノナリ元来本校手工ハ目下木工ノ一科ヲ學修セシムルモノニシテ此器ハ木材ノ配置仕組方等ノ方法及ヒ其技術ノ思想ヲ發達鍛練セシムル爲メニ製造セシメタルモノナリ」
名古屋市高等小学校	愛知県尾張国名古屋市 社殿の模型	◎
厳島尋常小学校	広島県安芸国佐伯郡厳島町 ★ 桜角盆・桜丸盆 ▲	「本校ニ彫刻科ヲ置キ其彫刻物収金ヲ以テ貯金法ヲ設ケタルハ生徒ヲシテ勤儉ノ徳風ヲ成サシメンカ爲メナリ…」
田熊尋常小学校	広島県備後国御調郡田熊村 大筆・小筆・竹箒・状袋 ▲	「産業地方ナルヲ以テ手工裁縫ノ二科ヲ置キテ以来父兄ノ向学心ヲ惹起シタルコ不勘ノミナラス現ニ實業ノ物品ヲ得ルヲ以テ実ニ地方産業ノ獎勵ヲ成ス大助トナレリ…」
江木尋常小学校	広島県備後国御調郡久井村字江木 草履・草鞋・縄	「…授業時間内雨天或ハ復習ノ際實業ノ手始ヲナシ以テ漸次父兄ノ営業ヲ助ケシメ且校内生徒ノ使用スル丈ハ可也備フルヲ得ルノ成績アリ其实地方農業專務ノ故ヲ以テ大イニ民情ニ適スルヲ認ム」
第12尋常小学校	広島県備後国沼隈郡山南村 編笠・帽子 ▲	「我地方人民一般ニ農事ノ餘暇ヲ以テ專ラ蘭席製造ニ從事ス又其肩蘭ヲ以テ蘭笠ヲ編ミ之ヲ販賣スルヲ以テ官業トス依テ本校ニテハ夏季休業ヲ以テ尋常小學三年生以上ノ生徒ヲ集メ簡單ナル蘭細工ヲ練習セシメ他日父兄ノ此業ヲ営ムトキノ補助ヲナサシメンカ爲ニ該業ヲ教授ス」
愛本新小学校簡易科	富山県越中国下新川郡愛本村大字愛本 新村 ▲ 卷煙草	「…元来烟草ハ校下村ノ特産物ナレハ之カ製造ヲ以テ當校ノ實業ト爲サムヘカラス…小学兒童ノ微弱ナル手腕ヲ以テ刻烟草ノ製造ノ如キハ到底爲シ得ル能ハス只シ製造ン得可キハ卷煙草ナリト是ニ於テ簡單ノ器械ヲ以テ製スルヲ傳習シ來タリ之ヲ生徒ノ手工ニ之ヲ試ミ授ケシニ日ヲ逐テ修業ノ効ヲ見ルヲ得テ…今一層熟達スルニ至ラハ公然製造ノ許可ヲ得テ之ヲ販賣シ其工料ヲ生徒各自ノ貯金ト爲サシメント…」
古黒部小学校簡易科	富山県越中国下新川郡横山村字古黒部 村 筍皮草履・松酌・縄・草鞋・馬の草履…	「…兒童ノ登校スル哉十中ノ六七ハ素跣ヲ以テ出席セシモ旧來ノ習慣ナルヲ以テ敢テ顧ミルモノナキカ如シ故ニ學業ノ餘暇生徒ヲシテ各自製作セシメ以テ之カ風俗ノ改良ヲ希圖スルヲ以テ第一ノ

		主眼トシ…製作品ヲ売却セシメ生徒各自ノ貯金トナシ以テ勤儉ノ美德ヲ涵養セシムルヲ以テ第二ノ目的トス…」 「…或ハ父兄貧困ニシテ筆墨紙ヲ購求ナス不能モノハ其幾分ヲ補フモノアリ…」 ◎
白川小（明5）・陶器工芸校新設（明13）	佐賀県肥前国西松浦郡有田町 ▲ ★★ 大鉢・菓子皿・文房具	「磁器ニ描画スル処ノ実業ニ関スル學科ヲ授ケ業務ヲ豫習スルニアリ」 ◎
愛媛県尋常師範学校附属小学校高等科	★ 立方体・五角柱……	「近易ノ諸物ニ付キ其形体性質製作法等ノ觀念確実トナリ從テ觀察力モ精密ヲ加ヘ…」 「小學校ハ授業場ニアラス手工科ヲ置クノ目的豈實業ノミニアランヤ」 ◎
栃木尋常小学校	栃木県下都賀郡第一学区 紙製幾何形体・帳面・状袋	「…生徒ヲシテ手指ノ運用ニ慣レシメ兼テ労働ヲ愛シ実業ヲ好ムノ思想ヲ暢発セシメン爲メ…」 ◎
北海道私立蠶雪学校	北海道胆振国有珠郡東紋鼈村 菅草履・菅縄・玉蜀黍皮草履	「玉蜀黍ノ皮ハ本邦ニ於テ從来之ヲ實用ニ供スルモノナク皆之ヲ放棄セント雖モ該皮ノ内部ニアリテ子實ヲ抱擁スルモノハ其質柔軟ニシテ色澤甚タ美ナリ故ニ収穫ノ際之ヲ乾燥シテ貯蔵シ草履トナシテ自家ノ日用ニ供スルトキハ幾分ノ家計ヲ助ケルノミナラス夥多ノ原料アリテ生徒ガ實業時間ニ於テ之ヲ製作スルトキハ一歳中他ニ草履ヲ購入スルノ必要ヲ見ス是実ニ廢物ヲ利用スルノミナラス目下年ヲ逐ヒ玉蜀黍ノ耕作多キヲ…加ヘ其稻藁ヲ得ルノ難キ「本道ノ地ニアリテハ其實用ヲ補ヒ家計ヲ益スルノ功尠少ニアラサルナリ」

出所 「第三回内国勧業博覧會第五部出品 手工科抜萃」東京工業大学百年記念館所蔵より作成。

## (2) 受賞校の作品と指導の特徴

審査の基準については不明であるが、参加作品の選考時期が手工科の内容の法的整備、即ち既述の1891（明治24）年の、小学校教則大綱より以前であったにもかかわらず、この省令に見られる生産技術につながる一般的な基礎能力の開発・勤労精神・節儉といった三つのねらいに概ね焦点を絞っていたことが、受賞校の作品ならびに審査請求の内容からもうかがえる。このことは、すでに手島精一・上原六四郎をはじめとする有力な啓発者たちの意見が文部省中枢に大きな影響力を与えていたからであろうと思われる。特に、ここで言う生産技術につながる一般的な基礎能力と考えられるものは、この省令では「手工ハ眼及手ヲ練習シテ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ養ヒ [...]」と述べていわゆる形式的陶冶の方向を打ち出したが、この方向は、法令施行に先立つ博覧会作品審査の際にも既に第一の眼目となっていたものと考えられる。また、それは‘小学校普通教育’としての手工科の位置付けという手島精一の一連の主張の根幹でもあった。当時の手工科加設の基準ともなるべき影響力を持つ意見であったから、やや詳しく注記しておきたい<sup>14)</sup>。

さて、ここで受賞各校について、先ず地場産業を持つ地方の場合を眺めてみよう。

イ、石川県、京達小学校尋常高等科及び錦城小学校尋常高等科

手工科出品（陶画・陶器）の中で最高の3等有功賞を獲得した両校は、1887（明治20）年以来の手工科加設校である。ともに有力な地場産業である九谷焼の産地に位置しており、これを背景とし

て加設され、両校共に「毎週六時余課ヲ以テ實業ニ関スル業務ヲ實習ス」と記述されている。両校ともに皿などに描く陶画について、毛筆画から出発して彩色画に至るまでを段階的に教授している。図画科との連絡を密にしていることにも特色がある。実業教育の基礎となる形式的陶冶を目指して、図画科との連絡も図り、さらに忍耐・勤勉・そして作品販売による収益からの適当な額の学校貯金など、当然、各審査官の共感をよんだものと考えられる。

因みに2校についての博覧会事務局発表の「褒賞薦告文」において、京達小学校尋常高等科については、

「[……] 陶畫又研麗愛スルニ足ル其有功嘉賞ス可シ」

錦城小学校尋常高等科については、

「多數ノ圖畫ヲ出シ紋様畫殊ニ精巧ナリ陶畫モ亦鮮麗ニシテ趣アリ毛筆ヲ習練シテ實業ニ資ス  
其有功嘉賞ス可シ」

と記述されている<sup>6)</sup>。

ロ、石川県、高等科輪島小学校

塗物の産地に立地する褒状受賞の当校は、1889（明治22）年以来の手工科加設校である。週当たり時間数は3時間となっている。各種の実用的な箱類を出品しているが、他に立方体などの基本的な幾何形体なども出品し、木工教授を主とする文部省手工講習会からの影響を濃くしたものとなっている。

ハ、広島県厳島尋常小学校

褒状受賞の当校は彫刻した木製の盆など、当地方の木工を主とする地場産業に直結した作品を10個も出品している。

ニ、佐賀県有田町白川小学校

3等有功賞受賞の当校は有田焼の産地を背景として、1872（明治5）年の創立以来、地場産業との密接な関係を保ち、小学正課のほかに磁器への描画と製造の技術を練習させてきたことが沿革に記されている。当校は、1877（明治10）年の第1回内国勧業博覧会に出品して賞牌を受け、1878（明治11）年には、わが国の美術工芸品が脚光を浴び、ヨーロッパの工芸品にジャポニズムの傾向をもたらしたと言われるパリ万国博覧会にも出品しており、その後、1881（明治14）年の第2回内国勧業博覧会の出品では褒状を受けている。また、当校では特別の「画教員 佐藤鶴舟」を招いて描画を教授させた、とあるから本格的であった。

次に地場産業を持たない地方の受賞校の場合を眺めてみよう。

イ、石川県、高等科能美小学校

褒状受賞の当校は、1888（明治21）年の加設であり、3・4年生に週2時間を当てている。当町は地場産業は特に持たないが、郡及び町役所の所在地で政教の中心地であったし、その上、当時の学校長が前述のように手工教育に一家言を持っていた一戸清方であったから<sup>6)</sup>、手工科の先進校であったことは明らかであったように思われる。実業科教員として2名を確保し、その内1名は実業

者であると記している。学習方法は、指導者の体験をもとに合理的な改善を企てている。即ち、多人数の学級を2分割し、学習内容を製図組と実習組とに分けて同時進行させ、これを隔週ごとに交替させる。実習の際、大きな器物の製作の場合は各組を更に4～5名程度に小さく分け、それぞれの組長は各自に貸与された工具の保管に当たったり、その組から出てきた質問等をまとめる役目を負う。学習の順序は、日常生活の中から選んだ簡単な器物から始め、いわゆる‘易から難へ’の原則をうまく活用している。例えば木工の道具の名称から出発して、使用法・手入れの方法などの習熟へと進み、漸次、やや複雑な器物の製作へと内容を高めてゆくことが大切であると述べ、その理由としては、工具の取り扱いの未熟さが引き起こすさまざまな事故を未然に防ぐことにあると論じている。学級児童数の過多と隔週交代による混雑、工具の取り扱いの十分な練習を怠って作品の完成を急ぐあまり、工具の破損が続出する等々の問題に対処し、多くの試行錯誤を重ねながら、指導法の改善に終始努力している様子が記述の中にじみ出ている。

#### ロ、石川県、高等科津幡小学校

博覧会事務局発表の「褒賞薦告文」の中では、金工・木工・薫細工の作品について「手工の成績頗ル嘉スヘシ」と記述されている<sup>7)</sup>。このうち薫細工は女子の作品である点に注意したい。

#### ハ、愛媛県尋常師範学校附属小学校高等科

師範学校の附属小学校として、1888（明治21）年から、文部省の推奨するるべき姿の手工科の実践に徹している点に特色が見られるように思われる。週当たり時間数は、理論1、実習1を確保している。出品点数は、立方体をはじめとする合計25種類にわたる木工の幾何形体となっている。文書の内容は手工科実施の方法・教授の程度・教授の方法・教授の時間・工具及び材料・進歩の状況・審査請求の主眼・学校の目的・学科の種類並びに程度など詳細にわたっている。【表2】に一部記載したように、精密な観察力を通して、身近な諸物の形体・性質・製作方法についての観念を確実にするなどといった文言は、先に述べた手島精一の論文等においても、しばしば見られるものである。

次に、小学校手工科加設の目的は、本来、実業教育の実践にあるのであって、授業場（授産場）で行なわれる職業技術の伝授とは異なるという点（これも手島の持論と同様であるが）を強調し、世の多くの小学校の手工科への対応の仕方についての批判的見解を示している。このことから、地方の師範学校附属小学校の果たしていた、文部省見解に基づく、るべき姿の手工科加設へのパイロットとしての役割を読み取ることができる。

以上を通覧すると、受賞の各校のうち5校までが伝統的な地場産業を背景とした地方の学校であり、それと関連した指導内容を採用していることに気付く。この事実は、当時のわが国の産業構造が未だ地方の年季徒弟制に基づく地場産業を支柱として成り立っている時期であったし、また、当時の深刻な不況を克服して、わが国が、やがて本格的な近代工業化に向かうまでの、いわば橋渡しの意味で、先ずこれらの地場産業の保護及び近代化の育成を図ることが急務であるとされていたから、地場産業と密接した手工科を加設し、初等普通教育の中で、将来の人材を育ててゆこうとした

小学校の場合は、加設のねらいが文部省見解と一致した点で正解であったと言えよう。

最後に、当時手工科を加設したほとんどの学校は、作品の処分による収益金を当時奨励されていた学校貯金に当てていた。これは既に周知の事実であり、詳述するまでもないようと思ふけれども念のために付言しておく。

### (3) 文部省の見解に沿った加設校

この時期の各地の小学校が手工科を加設するに当たって、文部省筋の加設のねらい、即ち生産技術につながる一般的な基礎能力の開発・勤労精神・節儉といった見解をどの程度理解し、また、それに対してどのような対応をしたかを見るために、当面の方法として、先ず本資料の29校の記述の中から加設の目的と考えられる文章をピックアップし、その内容が文部省の見解と一致していると判断できるものに◎印を付した（【表2】参照）。その結果、入賞の8校を含めて16校、即ち全体の55%がなんらかの文言によって、見解に応えていることがわかる。小学校段階における実業教育を普通教育の中に位置付けようとするこの見解は、この時期にあっては、なかなか現場には理解されなかつたようである。周知のように、この考え方は、1885（明治18）年、フランスのハーブルで開催された小学校万国教育会（わが国からは、宇川盛三郎が出席）の決議条項に大きく影響されていると言われる。即ち、第2項の「手藝科ノ問題」において、

「 小學校ニ於テ手藝科ヲ小學教育ノ補修トスル事

第一 教育會ニ於テハ手藝ハ活動、觀察、知覺力、及直覺力ヲ暢發スルヲ以テ善良ナル普通教育ノ制式ニ必要ノ部分ナリト認定シ可成的速ニ小學校ニ實施スヘキコトニ可決ス<sup>⑩</sup>」  
と決議されており、これが欧米先進資本主義諸国における手藝科（手工科）普及の基準となってゆく。近代工業の面で、列強諸国との競争の舞台に一刻も早く躍り出たいという実業教育推進者達の願いはよくわかるが、農業を主とする当時のわが国産業社会の現状<sup>⑪</sup>からして、この先進的な教科を初等教育における普通教科として加設するには、いささか無理があったように思われる。もちろん前項で取り上げたような有力な地場産業と関連を持った地方の場合は、他に比べて地域社会の理解を得ることも容易であったろう。しかし、それは一部の地方に限られざるを得ない。

以下、受賞校以外で文部省見解と一致していると考えられる各校にスポットを当ててみよう。

イ、石川県、鶴木小学校尋常科・高等科・簡易科

当地方はたばこの生産地でたばこ刻み業が幕末から盛んであったが、手工科加設について当該産業との関連性は見当らない。また「審査請求ノ主眼」の項に、

「小學校ニ於テ課スヘキ手工科ハ金工木工彫刻編物等種々アリト雖モ或ハ年齢ニ適セス或ハ体力ニ堪ヘス或ハ費用ヲ要シ或ハ時間ヲ消費シ或ハ脳指眼ヲ勞費シ或ハ教員ノ手數ヲ要スル等ノ困難アルヲ免レス而シテ此土細工ニ至ツテハ毫モ右等ノ困難アラサルナリ [……]」<sup>⑫</sup>

と記述しているように、児童の学習能力や教師の指導力を考慮し、しかも費用のかからない土細工を教材として採用するなど、文部省の見解に見合った極めてノーマルな目的設定のもとに、背伸び

をせず手堅く実施していると言えよう。

口、石川県、笠間小学校尋常科

当校は、1888（明治21）年に加設以来、早稲藁と苧糸、それに細い割り竹少々を使用して製作した靴拭きを製作させている。農家の入口に備えると日常の足拭きにもなるというので需要も多くなり、生徒貯金が大いに増大したと記している。週当たり時間数は9時間で、3・4年生各50名を授業生が指導しており、資格のある教員がいない点に問題がある。

ハ、石川県、尋常科勉知小学校・高等科勉知配置所

当校は、修業12時間の帽子掛3個を出品している。加設以来2年余の実践の結果については、

「[…] 勤労ニ堪フヘキ良慣習ヲ得タルト共ニ節用勤勉ノ美德ヲ実行セシメ大ニ父兄ノ信用ヲ強固ナラシム等其効果実ニ尠シトセス」

と記しているから、実施当初には保護者の不信感が相当高かったことがわかる。

ニ、石川県、尋常科野町南小学校

当校は金沢市内の、地場産業を始めとする多岐にわたる職人・商人の活動する地域に位置しているようであるが、これらとの関連は記されていない。また、手工科という教科名を全く使用せず、実業科乃至工芸科と称している。実業科専任教員も1名在任しており、3・4年に工芸科の初步を授けている。その週当たり時間数は6時間である。

出品物は帽子掛に始まり、菓子鉢・紙函・額縁等々にわたる実に18点もの多くとなっている。出品の現物を見る事ができないから何とも言えないが、記述内容を読む限りにおいては、目的・指導方法共に問題がないが、なぜか受賞の対象となっていない。「審査請求ノ主眼」の項には、

「本校製作ノ物品ハ固ヨリ拾歳前后ノ妙齡児童ノ手ニ成リタル者ナレハ其巧拙ハ第二ノ請求点トシ前項ノ科業ニシテ果シテ第一項ノ目的ヲ適合スルヤ否ノ点ニ就テハ審査請求ノ第一主点トス」

と記述しているから、出品物の成果よりも、教育目的や教育課程及び教育方法についての審査請求を第一にしている点で、出品参加の意義とは矛盾しているので選にもれたのであろうか。

ホ、石川県、尋常簡易科八野小学校

当校の出品物は麦藁帽3個、組紐1個で、何れも女子の作品である。正課の時間外に選択させたと記されているが詳細は不明である。「學校ノ目的」の項に、

「生徒ノ実業ヲ重ンスルノ氣風ト其素力トヲ養成スルヲ以テ目的トス」

と記しているように、この教科の目的は押さえているが、1890（明治23）年の改定小学校令以前の状況下で、尋常小学校段階における手工科の規定もないであるから、このような加設校があって当然のことと言えよう。

ヘ、愛知県、尋常小学草平学校

当校は文部省の見解に一致した目的を設定して実施し、短時日に一定の成果を得ることができたと記している。「審査請求ノ主眼」の項によると、

「[……] 其學習セシ時日ハ半年乃至一年半ニ過キス然リ而シテ児童ノ天性此科ヲ嗜好スルヲ以テ其發達ノ速カナル豫想ノ外ニ出テ聊カ結果ヲ得 [……]」

と述べているように、当校において、この新教科の内容が児童自身に与えた影響は、新鮮且つ活動的で、興味をそそるものであったということであり、これは大変重要な意味を持つように思われる。しかし別の項では、

「本村ハ僻陬ノ一村ニシテ闊村皆農人智甚低ク文明ノ事物ヲ解スルモノ寥々晨星ノ如ク隨テ手藝等ニ意ヲ注クモノ甚少ナリ児童ノ此科ニ對シテ家庭ノ誘導ハ全コレナシト云フヘシ [……]」と述べて、当地方の産業社会の特色や民情が、およそこの新教科をすんなりと受け入れられるような状態ではなかったことを切々と述べているから、住民への理解と協力についての当校の説得は大変な努力を要したものと思われる。

#### ト、愛知県、名古屋市高等学校

「日本風社殿模型器」一個を出品している。解説によると、上級生徒に家屋の図画を示して、その図画に従って模型を組み立てたり、解体させたりできるようになっており、製作に当たっては、ヨーロッパの家屋遊戯器を参考にしたと述べている。製作の代表者が1882(明治15)年生まれの4年生と記されているから、7・8歳ころの作品であるが、このような幼い年齢の児童達にしては、あまりにも高度な木工作品ではないかと考えられる。また、当校の表記は高等学校となっているが、児童の年齢からすると尋常科の作品であろう。手島精一審査官の審査報告書に、

「[……] 又手工科ノ出品中小學児童ノ製作ニハ佳良ニ過クルモノアリ是レ蓋シ専門職工ノ過半之ヲ助成シタルモノナランカ是レ啻ニ [……] 目及手ノ訓練ヲ爲スニ足ラサルノミナラス亦實業ヲ愛スルノ思想ヲ養成スルニ足ラサルナリ [……]」<sup>10)</sup>

との記述がみられるが、この種の作品を指摘したのではないだろうか。ただ、記述の内容は簡単であるが、これを読む限りでは文部省見解の加設の目的に沿っているものと考えられる。

#### チ、栃木県、栃木尋常小学校

当校は男子37名、女子22名に及ぶ多数の児童の作品を提出している。作品の種類は、男子が紙製幾何形体各5個、計10個・帳面各1冊、計10冊・状袋各10枚、計150枚・小より紙各20本、計200本・女子は額枕2個・手毬各1個、計2個・かがり毬各1個、計2個・針刺各1個、計6個・くけ紐各1筋、計5筋・指輪各5個、計30個となっている。3年生以上に手工科を課したが、女子には別に裁縫を設けている。【表2】の記述の他に、

「[……] 僅ニ九年前後ノ幼童者ニ過キサレハ課スル所ノ手工ト雖モ其資料ニ對シテハ大ニ斟酌ヲ加ヘサルヲ得サル処アリ現今課スル所ノモノハ簡易ニシテ紙ノ折リ方切り方綴チ方ヨリ方及紐ノ結ヒ方繫キ方等ヨリ糊細工厚紙細工等ノ如キモノヲ以テス漸次進テ複雑ナル手工ニ及ハントス [……]」

と記されているように、紙細工を中心に、尋常小学校として無理のない範囲で取り組んでいると言えよう。

#### (4) 柔軟に対応した加設校

##### ① 職業技能の伝授のために

手工科加設に当たり、地方の状況に応じて学校独自の目的を立てて柔軟に対応していた学校がかなり存在した。その第一は、加設の目的について文部省の見解を念頭に置きながら、しかし、それぞれの農業地方に即した職業技能の伝授を教育の中心に置いて実践した学校である。

##### イ、石川県、尋常科下田上小学校

当校では簾を製作させている。山野に多く自生するカヤ・ススキなどのありふれた材料を利用し、低学年からも製作可能の簡易な教材である点に特徴がある。「審査請求ノ主眼」では、

「[……] 土民之ヲ刈リ採リテ屋根ニ葺キ或ハ雪垣トスル等大ヒニ自家ノ用料ニ供シ又金沢等ニ輸シテ販売シ賤民之ヲ購求シテ簾ヲ綴ミ屏ノ屋根或ハ冬季樹木ノ雪覆等ノ需用ニ供スルヲ以テ生業トスルモノアリテ [……]」

と述べて、当地方における今までの用途が限られていたことを指摘し、当校が、当時一般に高級簾とされていた伊予竹製のものに劣らない製品を新しく開発したので、この製作技能を実業教育として児童達に課したと説明している。ここでは農業補助の副業としての技能を身に付けさせるための職業技能の伝授が目的となっている。もちろん「學校の目的」の項では、

「[……] 正課時間ノ外ニ於テ以上ノ手工ヲ教授シ以テ他日実業ヲ執ルニ當リ意匠ト忍耐トノニ力ヲ養成スルヲ以テ [……]」

と記しているから、当校は文部省の見解を全く理解していないわけではなかった。

##### ロ、石川県、尋常科小坂小学校

農業地方に位置しているので、実業科として農業の改良に努め、手工科の名称は使用せず、実業科の一部として組み込まれている。出品の麦稈細工の他に木綿織業を女児のみに教えており、それらについては女子教員が担当しており、男子教員は農業を担当している。「審査請求ノ主眼」に、

「麦稈細工ハ生徒ノ心裡ニ美術ノ素地ヲ作り兼テ種々ノ工夫ヲ喚起セシム」

とあり、また、作品の処分による適当な学校貯金をうたっており、手工科の文部省見解に沿った記述も見られるが、全体としては職業技能の伝授を目的としていると言えよう。特に女児に課した木綿織業は、

「[……] 異日必用ノ家政ヲ學ハシムル実業ナルヲ以テ女児ノ就學ヲ勧ムルノ良薬父兄ノ學校ヲ親愛スル良器械トナルナリ」

と述べていることは、女児の就学人数が極端に低かったことへの対応策として成功したことを物語っている。また当校では児童達が各戸より持ち寄った麦稈を買い上げ、これを麦稈細工の材料として使用しており、この買い上げが児童達の学校貯金の増加を容易にしているとも述べている。

##### ハ、愛知県、尋常小学高畠学校

当校は、イズミ（赤子を入れて寝かせておく藁等で作った容器）2個を出品している。当地方は

貧困な農家が多いため、農間あるいは夜業に草履を作ったり、裏草蓆を織ったりしているので、児童達には、将来に備えて、その「豫習」をさせることが目的であると述べている。また、前年に比べて貧困な家庭が増加したのでこの科を設置したとも述べている。尋常小学校段階での手工科の形式的陶冶について理解の上で指導していたかどうか疑わしいが、児童達に農業生活の「豫習」をさせる目的から考えて、全く無知であったとは言えないであろう。

## ニ、広島県、田熊尋常小学校

記述が簡単で詳細は不明であるが、大筆・小筆・各1本、竹箒1本、状袋15枚を出品し、産業地方であると記しているから、地場産業に直結した職業技能のごく初步についての製作能力を身につけることを目的として加設したようである。ここで注目すべきことは、手工・裁縫の2科を置いて以来、

「父兄ノ向學心ヲ惹起シタルヲ不尠ノミナラス [……]」

と記していることである。当時、この新教科の加設に際しての学校側の不安の一つは、父兄を含めた地方住民の理解と協力が得られることの可否にあったから当然といえるだろう。

## ホ、広島県、江木尋常小学校

当校は、草履1個・草鞋1個・縄1揃を出品している。授業は、【表2】で取り上げたように、他教科の授業時間を適当に振り当て、実業の手始めとして実施したとあり、さらに、

「[……] 漸次父兄ノ営業ヲ助ケシメ且校内生徒ノ使用スル丈ハ可成備フルヲ得ルノ成績アリ其実地方農業専務ノ故ヲ以テ大ニ民情ニ適スルヲ認ム」

とも述べているから、農業地方の他の学校の場合と同様に、農産業における基礎的な製作技能を培うことによって住民の心情に応えようとしたのであろう。

## ヘ、広島県、第12尋常小学校

当方は有名な藪草細工の地場産業を擁するが、幼い児童達にはあまり高尚なものは製作できないと断ったうえで、肩藪を用いた編笠5・帽子1を出品している。当校の記述には手工科の名称が見当らず、しかも、3年生以上の児童の中から21人を選抜し、1989（明治22）年の夏季休業中の30日間に90時間を費やして製作したと言うから、おそらく勧業博覧会出品のために依頼を受けて特別に設けられた随意科的なものであろう。また、教員の中には、これを指導できる者がいなかったので、この業に長じた者2人（おそらく職人であろう）を日当10銭で雇い入れ、教員の監督の下で指導させたとの記述がある。製作品は出来栄えが悪く、売却収入も少なかったといわれる。当地の農家の副業である藪草細工の簡単な練習により、営業の補助をさせるのが目的であると述べているから、尋常小学校段階における初步的な製作技能の訓練という面では他校と同様である。

## ト、北海道、私立螢雪学校

当校は学校の目的についての記述がないので、如何なる課程の学校であったかは不明である。当方は米作に適しない地方で、稲藁を得ることが極めて困難であったから、農業に欠かせない日用の縄や穀類用の俵袋・草履などの藁製品の過半数は本州の製品に頼っていた。そこで当校では、実

業の時間、学理と共に、今まで捨てられていた特産品である玉蜀黍の実の外皮を集めて乾燥させ、これを原料として草履を製作させ、また同時に、自生する菅を秋に刈り集めて乾燥させ、菅草履・菅縄を製作させた。そのねらいは、廃物及び未利用資源活用の技能を身につけることにより、「一ハ父兄ノ勞ヲ分チ一ハ以テ實業ヲ重スルノ精神ヲ涵養シ」農業を補助することにあった。

以上、七つの学校を取り上げてみると、何れも文部省見解における手工科の目的とは、一見、程遠い職業技能の伝授を目的としているように思われるけれども、勤労の精神・観察力・合理的思考などの教育的な目的は、何らかの形で、これら農業地方の学校に脈打っているように思われる。

既述の手島精一審査官は、彼の持論の一環（注4）を参照）として審査報告書の中で、次のように述べている。

「[……] 普通學校ノ手工科ヲ目シテ授產場ト同一視スルノ輩ナキニアラサルカヲ疑ハシム即チ草鞋状袋巻煙草等ノ如キハ所謂内職ナルモノ、類ニシテ何ソ學校ニテ教フルノ要ナシ然レトモ是等ヲ以テ實業ヲ尊重セシメ方今ノ通弊タル虛文空理ニ流ル、傾向ヲ矯ムルノ趣旨ナリトセハ或ハ取ル所ナキニアラスト雖モ然レトモ此ノ如キハ生徒卒業ノ後其生活ニ需要ナキモノアリ即チ或學校ニ於テ某實業ヲ授クルニ其業ニ從事スル父兄僅ニ數名ニシテ他ノ百名内外ノ父兄ハ皆他ノ業ヲ執ルモノナレハ父兄ノ該實業ニ對スル苦情モ亦少カラサルノミナラス其業ハ敢テ教育ニ資スルニ足ラサルモノナリ此ノ如キハ普通學校ニ於テ教フル所ノ手工科ノ本旨ニアラス宜シク之ヲ隨意科トシテ學校ニ附設スヘキナリ [……]」<sup>11)</sup>

つまり、上のイヘトの場合は、彼の言う授產場と同等の職業技能の伝授として批判を受ける類に属している。彼の意見は、農業という単一の職業が一般的である農村地方の現状の特性よりも、近代工業勃興期の都市地方の場合を念頭に置いて批判しているわけである。そして彼の場合、職業技能の伝授に関わる教育は、小学校に続く「實業補修學校・徒弟學校」等の実業学校的段階に任すことを持論としていた。したがって、早くから欧米先進諸国の工業技術教育の状況に詳しかった彼の見識からして、その脳裏には、もう一つ先のわが国の産業状況、つまり近代工業化に伴う都市化の時代のイメージがあまりにもはっきり見え過ぎていたから、この時期においてわが国の大半を占めていた農産業における貧困と農村社会の生活についての状況把握という面では、文部省見解に大きな影響力を与えていた人物の持論としては、いささか問題があったように思われる。しかし何れにしても彼の持論を軸とする文部省見解の強い批判を受け、上記イヘトの類の実践校が次々に消えていったことは確かであると言えよう。明治23～24年ごろに盛況を極めたといわれる手工科の実践が、数年にして衰退していったこの期の手工科の衰退の理由としては、従来より、「手工教育を純然たる職業教育のための教科目と解釈し、陶器製作、木工、竹工、藁細工、製筆、編物等によって極端な生産教育に走り、學校が一種の製作場と化する傾向が現れた。」<sup>12)</sup>として、世の非難を浴びたからであるとされているが、当時の手工科加設についての文部省見解に適合しなかった実践については、手島精一ら有力な手工科の推進者達が、講演・論文等あらゆる機会を通して強い非難を繰り返したから、それが衰退への世論を引き出す結果になったとは言えないだろうか。

次に、上のような初等普通教育における実業教育の位置付けという文部省見解に対して、一方には手厳しい反論があったことを付け加えておきたい。それは、当時埼玉県尋常師範学校教諭であった三刀谷扶綱の意見である。彼は、1888年（明治20）年、文部省主催の第2回手工科講習会に参加しているから、当時の文部省手工科に対する見解を十分把握していた人物の一人でもあった。その彼が1894（明治26）年4月発行、大日本教育会雑誌掲載の論文（編集者の注記によると、この論文は、1890（明治23）年の改正小学校令以前に書かれたものようである。）において、独自の反論を述べている。彼は、国家富強の目的の達成のために実業の教育が重要であるとした上で、農業手工の教科の徹底した実施を強く主張している。その際、その地方の著名な産業を事前に調査した上で、県ごとに実施すべき内容を慎重に定め、これを必須教科として強行すべきで、文部省の言う「土地ノ情況ニ因リテ〔……〕」という放任的な極めて生ぬるい施策では成果は期待できないと言う<sup>13)</sup>。そして、この農業手工の教科は分割するのではなく、実業科として他のあらゆる業種も内容に含めるべきであるとしている。また、有力な地場産業のない地方であっても、何かその地方の得意とするものがあろうから、学校はその業についての関連のある学科を重点的、具体的に教授すべきであると述べている<sup>14)</sup>。そして別の個所でも、

「[……] 然ルニ是ヲ之レ顧ミズシテ、國中平等ニ農業手工ヲ教課スルガ如キ、或ハ之ヲ土地ノ状況ニ依リテ、爲スペシトテ、放任スルガ如キハ、未ダ策ノ得タルモノトハ思ハレザルナリ」<sup>15)</sup>

と再度述べて、この時期の文部省の緩やかな姿勢を繰り返し批判している。また、実施する学校は、高等小学校以上とすることを主張している。要するに彼は、地方の産業の特色にそれぞれ直結する職業技能の具体的な伝授を目的とする実業科の教育を、全国一律に強制的に実施すべきであるという強硬な立場を取り、文部省見解による‘初等普通教育における実業科’としての手工科という、当時のわが国の教育実践のレベルからしても高度な形式的陶冶の位置付けとは正反対の、高等小学校から実施する農工一本の実業教育という、全く現実的な考え方を示していると言えよう。そこで上記のイヘトの各校の実践を眺める時、尋常小学校段階という点では一致しないが、その他においては三戸谷の主張に関わるものを見られるから、彼の主張には、当時の地方の農業社会の実情を考慮している点に、一面の真理が存在しているものとみてよいであろう。

## ② 他の教育目的のために

次に取り上げる4校は、他の教育目的達成のために手工科の加設を利用しているユニークな例である。

### イ、石川県、簡易科袋小学校

当校は「稻苗円座」を2個出品している。【表2】で取り上げたように「審査請求ノ主眼」によれば、山間に位置する当地方の冬は、児童が堪え難いような寒さであるが、綿布の堅布団を持って来られる者は、10人中3人しかいないという貧しさであり、持っていたとしても洗濯しない不潔な

ものである。そこで考えたのが、田植えの時の余り苗を利用して作らせた円座である。これなら交換もできて清潔であり、貧富の差なく利用でき、費用の節約とともに風邪をも防げる。つまり節儉と健康教育のために手工科を対応させているわけである。

#### ロ、愛知県、小垣江学校

「學校の目的」の記述もないのに、如何なる課程の學校かは定かでない。「摘要羽子板」「讀書作文科用切抜画」を出品し、「審査請求ノ主眼」は【表2】のとおり、わずか1行余しか記されていない。出品物及び記述の内容から、手工科は識字教育の一環として利用されていることがわかる。

#### ハ、富山県、古黒部小学校簡易科

当校の審査請求の文書は、簡易科（半日制3ヵ年以内の課程）の出品参加について、3丁余にわたってかなり詳細に記述されている。出品の内訳は、筍皮草履・檜酌・茶洗・背負板手・ツマガケ・草履・背負板縄・タカラ雛形・馬の草鞋・草鞋・細縄・ワランジ・下駄ノ緒・足半草履・竹籠等々24個となっており、主に農民生活関連の必需品である。【表2】に掲載した通り、これらの手工作品製作の目的の第一は、農民の旧来の習慣から、児童10人中の6、7人が素足で登校して來るので、学業の余暇に履き物を作らせて風俗の改良を図ること、第二は、作品を売却して児童各自に貯金をさせることであると記している。

「教授ノ程度」の項によれば、当校では、1887（明治20）年11月8日以来、第1学期生に細縄・中縄等の製作を、第2学期生に児童が自由に使用する半草履・ワランジ・中高縄等の製作を、第3学期生は進歩が著しいので、第2学期の内容に加えて草履・タカラ・草鞋・ズベンゾ・コモ・馬の草鞋等一般農家の必需品の製作を、それぞれ教授している。授業の回数は毎月4回（ただし夏季は休業）と定めている。

売却される作品のうち、10中の8、9は草鞋と中縄で、越後の国西頸城郡歌村等の石炭商に引き取られたとあるから、隣接する地方産業との小さな経済的交流も見られるのである。また、これらの売却代金は児童各自の貯金となるが、一部は貧困な児童のための筆・墨・紙の購入代金の補助に当てられたと記されている。

「設置ノ年月日及其状態」の項では、農民生活の風俗の改善と貧困な家計の補填のために実業科の貴重であることを父兄が認めるようになったがまだ精巧の域には達していないと記されている。

当校が農業地方の住民生活の向上にねらいを定め、全体的に合理的な「実業科」として対応したことは、大変ユニークであり、興味のある一例と言えよう。

#### (5) 経済的な目的を主眼とした加設校

ここで取り上げるのは、加設の目的が教育的であるかどうかに関わりなく、むしろ経済的な利益を中心に据えて対応した簡易科の小学校の場合である。

#### イ、石川県、簡易科鈴見小学校

当校は蚕筵3枚を出品している。ちょうど養蚕業の盛んになってきた時期でもあったので、当校の一教員が考案した蚕筵を、「実業」として課した。もともと当地方が敷筵の生産地であったので児童達の習熟も早く、製作品を「一郡學校成績品評會」に出品したところ注文が殺到した。しかし惜しいことに、年長生徒の少ないと時間の不足から需要に応じきれなかったと述べている。しかしここで注目すべきことは、この文書で一番重要と思われる「審査請求ノ主眼」の中で、

「[……] 本校ノ実業ハ手工科ノ如キ目的ニハ非ラスシテ貯金ノ目的ナリ而シテ其販路ノ多キト生徒ノ成シ易キト土地ニ適當セシャ否ヤノ辺審査アランヲ希望ス」

と述べていることである。当校の場合は、明らかに文部省の見解と対立する目的を立てて、しかも堂々と審査を請求している。作品審査官手島精一は、児童達の勤儉の必要を説く中で、

「[……] 學校ニ於テ貯金ヲ爲サシムルノ價値アルモノトス然レトモ其方法ノ宜シキヲ得サレハ弊害ヲ釀生スルノ虞ナキニアラサルヲ以テ [……]」<sup>16)</sup>

と述べているから、当校の場合は、文部省見解から見て、最も非難されるべき類のものであったと言えるだろう。

#### ロ、富山県、愛本新小学校簡易科

当校は巻煙草一箱を出品している。【表2】にある通り、当村の特産物は煙草であるから、学校の実業科の時間も当然これの製造方法を教授することになるが、小学児童の弱い手腕では刻み煙草は無理であるから、簡単な器械による巻き煙草の製造法を伝習してきた。そして、これを正課の時間外に手工として週当たり2、3時間練習させたところ効果があったので、今後、熟達した場合、

「公然、製造ノ許可ヲ得テ之ヲ販売シ其工料ヲ生徒各自ノ貯金ト爲サシメント切ニ之ヲ謀リ居レリ [……]」

と強く述べている。当校の場合も前述のイの例と同様の立場であり、手島に言わせれば「授産場」での手職の伝授であり、その作品は「内職」の類に属しているとの非難を受けたであろう。ただ文部省見解では貧困児童の学資を補うために、時間外あるいは夜間に実業科を設定し、「内職」的な「状袋草鞋等」の製作法を教授することを認めている<sup>17)</sup>から、上記の場合は抜け道であったのかもしれない。また、これに限らず既述の多くの対応の中にも正規の時間外での実践がいくつかあるのも、これと関係があるように思われる。単に尋常科（簡易科も含めて）についての法制化以前の実践であったからという理由だけでは済まされないように考えられる。

## 4. おわりに

初等普通教育の中に実業教育を如何に位置付け、それを実践に結びつけて行くかは大変難しい問題で、教育関係者を始めとする多くの論議が当時の関係誌上を賑わした。1886（明治19）年、手島精一の「實業教育論」を皮切りに、1893（明治26）年までに限っても、大日本教育会雑誌・教育時論・通俗学芸志林・東京經濟雑誌等々を通じて蒐集した主な論文だけで12、他に欧米先進諸国の関

係書物・論文の翻訳・会議等の報告、紹介・関係記事等が13にものぼる。

ところで明治20年代前半のこの時期、わが国の産業形態は、未だ農業を中心として構成されており、工業の形態も一部を除いては伝統的な年季徒弟制の手工業による製造業が中心であった。維新政府による上からの近代工業化政策は、幕末以来の欧米科学に対する知的な関心と資本の蓄積を基に、欧米先進工業技術の導入と指導的人材の育成をめざして着実に進められてきた。したがって、近代国家としての国民の育成を目指して開始された学制以来の初等普通教育の内容も、いわゆる

‘普通の学問’が重視されてきた。その内容は指導者層の育成には役立つものであっても、急速な近代工業化の裾野を支える一般民衆の教育としては不満足なものであった。ここに実業科設置論が登場することになる。それは、万国博覧会の参加・関係文献の翻訳・お雇い外国人の提言等を情報源とする欧米先進工業国の教育事情に明るい官僚や教育者による行政サイドへの啓発活動であった。このようにして1886（明治19）年、ようやく高等小学校段階での実業科（農業・手工・商業）の加設が可能となった。この内、手工は、1891（明治24）年に尋常小学校段階にまで加設が認められた。

ここで、問題なのは、この手工の教科としてのねらいある。本稿で取り上げた各地方の実践は、1890（明治23）年までの、尋常小学校にとっては未だ法的根拠を持たない試行の時期であったし、高等小学校段階においても手探りの時期でしかなかったが、文部省のこの教科に対するねらいは、当時の民衆一般の社会意識・教育現場の指導力・地方財政、そしてわが国産業社会の現状とかけはなれて高度なものであったから、各地の小学校の、この新教科についての対応は、実に様々な形をとって現れた。しかし、ほとんどの学校は、文部省の見解に理解を示してはいるが地方の実情に応じた拡大解釈を試みて実践している。この度の主資料を読む限りでは、製品の生産販売の利益を至上目的とする2校は別として、他の柔軟な対応を示した学校のすべては、教育目的から離れた、いわゆる‘授産場’的な手職の伝授に終始するような目的を立てて実践しているとは必ずしも言い難い。手島精一を始めとする指導的啓発者達の諸論文、審査報告書等で批判を受けるような内容であるとは到底考えられないである。当時このような類の多くの学校の実践が、極端な経済主義に走り、利益を競い合うことにより世の批判を浴びて数年にして衰退の経過をたどったとされているが、そのような理由から、実践現場独自のユニークな取り組みへの意欲が削がれてしまったとするのであれば、その事実は誠に残念なことであったと言わねばならない。初等普通教育の中での実業教育という当時としても大変高度な理論に基づく指導的見解を前にして、地方のそれぞれの経済的・社会的状況を踏まえ、柔軟な対応によって実業教育の定着を図ろうとしていた大方の小学校の実践について、文部省及び実業教育の啓発者達には、欧米を範とするコピーに終始することなく、実践現場の個々の対応について、もう少し幅のある理解を示す余裕はなかつたのであろうか。

本稿は資料の紹介を中心とした考察にとどまったので、改めて別の機会に、内国博覧会での手工科出品の意義、手工科教育研究史上のその位置付け、かねてより筆者が関心を持ち続けてきた手島精一研究等をふまえ、もう少し立ち入った理論的構成を試みたいと考えている。

(注)

- 1) 小学校ノ学科及其程度、文部省令第8号第3条、1886(明治19)年「法令全集一九卷ノ一、明治19年、出典 内閣官報局」原書房、1985(昭和60)年復刻版。
- 2) 「尋常小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算體体操トス  
土地ノ情況ニ依リ体操ヲ欠クコトヲ得又日本地理日本歴史図画唱歌手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加ヘ女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得」  
小学校令、勅令第215号第2章第3条、1890(明治23)年「法令全集二三卷ノ二、明治23年、出典 内閣官報局」原書房、1985(昭和60)年復刻版。
- 3) 小学校教則大綱、文部省令第11号第13条、1891(明治24)年「法令全集二四卷ノ二、明治23年、出典 内閣官報局」原書房、1985(昭和60)年復刻版。
- 4) 「[……] 普通学校ニ於テ授クル所ノ手工科ハ、固ト直ニ職工ヲ養成スルノ目的ニ非ズ、該科ハ生徒ノ教育上ニ裨補スルノミナラズ、他日業ヲ執ルモノガ手工ニ於テ學ビ得タル理想ヲ應用シ、又、之ヲ執ラザルモノモ、實業ヲ蔑視セザル等ヲ以テ有益ナルノ點トス。故ニ小學兒童ノ如キハ大ニ此科ヲ課セントスルモ其益ヲ見ズ。況シヤ近易ニシテ、兒童自己ニ於テ容易ニ爲シ得ルノ業ニ於テオヤ。而シテ手工科ハ圖畫并ニ理科ヲ學ビタル後ニ非ザレバ、其効少シ。蓋シ圖畫ハ兼テ視察力ヲ養ヒ、目及ビ手ノ敏活ヲ助ケ、又手工ハ理科ノ應用少カラズ、是ヲ以テ手工科ヲ授クルニ先チ、此二科ヲ授ケザル可カラズ。[……] 世人往往普通学校ノ手工科ト特殊學校ノ専門科ト混同スルモノナキニ非ズ。手工科ハ、専門科ト大ニ異ナリ固ヨリ同日ノ論ニアラズ、[……]。」  
出所 手島精一「明治21年ノ初ニ於テ所感ヲ述ブ」『大日本教育会雑誌』71号、1888(明治21)年、P.26~27。  
「[……] 小學校ノ實業教育ハ兒童ノ智育ヲ裨補スペキモノニ就テノミナラズ、亦我工業ノ途ヲモ考察シ、他日兒童ノ處世上ニ就キテモ撰マザルベカラズ。今余ヲ以テ見ルトキハ、尋常小學校ヨリ實業教育ノ緒ヲ開クヲ可トス。サテ其方法ハ切抜キ畫、粘土細工、編物其他幼稚園ノ細工物等ニ就キ、費用ノ少キモノヲ撰ミ、一週三四時間便宜ノ時ヲ以テ兒童ニ課スルヲ要ス。[……] 細工物并圖畫ハ兒童ノ目及手ヲ訓練シ、視察力ヲ養フニ足ルノミナラズ、[……]」  
出所 手島精一「實業教育施設法ノ一班」『大日本教育会雑誌』75号、1888(明治21)年、P.311~312。  
「[……] 世人動モスレハ手工科ヲ以テ直ニ職工ヲ養成スル者ト誤認スル「ナキニアラスト雖モ該科ハ猶女子ニ於ケルカ如ク固ヨリ専門ノ裁縫師ヲ養成スルノ主旨ニアラス手工科ノ要ハ一ハ教育ニ資シ一ハ兒童他日業ヲ操ルノ素地ヲ爲サシメントスルニアレハ若シ此科ニシテ直チニ職業ヲ授クル者トセハ普通小學設置ノ本旨ニアラス又小學兒童ノ年齢ハ之ヲ授クルニ適スル者ト言フヘカラス世人請フ之ヲ思ヘ」

出所 手島精一「技藝教育一斑」『大日本教育会雑誌』全国教育者大集会報告、1890（明治23）年、P. 67。

「[……] 抑モ該科を学校ノ教科中ニ設ケラレシ主旨ヲ案スルニ児童ノ性ハ活潑ニシテ活動スル者ナレハ此性ニ投シテ手工ヲ授ケ以テ教育上必要ナル目ト手ノ訓練ヲ助ケ兼テ實業ノ思想ヲ養セシムルモノナラン [……]」

出所 「明治前期産業発達史資料・勧業博覧会資料124」明治文献資料刊行会、1974（昭和49）年（審査第五部〈教育及学藝〉第一類〈教育及學術の圖書・器具〉報告書、報告員手島精一審査官）P. 32～33。

5) 「第三回内國勧業博覧會第五部褒賞薦告文 下巻」内国勧業博覧会事務局、1890（明治23）年、P. 13～14。

6) 森下一期「導入期の手工科に関する一考察一手工教育百年によせてー」『名古屋大学教育学部紀要（教育学科）』第33巻（1986年度）、P. 291。

7) 「同上書」P. 33。

8) 土屋政朝譯「佛蘭西國ハーヴル港小學教員萬國教育會」『大日本教育会雑誌』35号、1886（明治19）年、P. 36。

9) 統計の不備な時代であるが、明治20(1887)年の、わが国の全国総戸数約777万戸のうち、農家戸数約460万戸、率にして59パーセント余である。また、自作の田畠は約279万町歩、小作の田畠は約181万町歩で合計約460万町歩、全耕地に対する小作地の割合は39パーセント余になる。

〈以上は土屋喬雄著「續日本經濟史概要」岩波書店、1939（昭和14）年、P. 152・160を参照〉  
維新以来の近代工業化への進展は急速であったが、地方の経済社会そのものは未だ農業中心であり、しかも不況が重なると、土地を手放した零細な自作農民が都市の工業労働者として一部は吸収されたものの、当時の工業化の段階では、これらの農民を大量に吸収する余力はなく、彼らの多くは貧困な小作農に転換して再び農村に留まることになり、その数は年々増大を続けた。

10) 「明治前期産業発達史資料・勧業博覧会資料124」明治文献資料刊行会、1974（昭和49）年のうち、審査第五部「教育及学藝」第一類「教育及學術の圖書・器具」報告書、報告員手島精一審査官、P. 33。

11) 「同上書」P. 33。

12) 細谷俊夫著「技術教育—成立と課題」育英出版、1944（昭和19）年、P. 134～135。

13) 三刀谷扶綱「實業教育ニ就テノ鄙見」『大日本教育会雑誌』127号、1893（明治26）年、P. 27。

14) 「同上書」P. 28。

15) 「同上書」P. 29。

16) 「明治前期産業発達史資料・勧業博覧会資料124」明治文献資料刊行会、1974（昭和49）年、（審査第五部〈教育及学藝〉第一類〈教育及學術の圖書・器具〉報告書、報告員手島精一審査官）P. 36。

- 17) 「普通學校ノ實業科ハ木細工金細工裁縫品等アリテ其出品少カラス其他状袋草鞋等アリ此等ハ  
學校ニ於テセシムルノ要ナシト雖モ貧困兒童ノ學資ヲ補フカタメ時間外又ハ夜間ニ於テ之ヲ爲サ  
シムルハ敢テ不可ナルコトナシ [……]」  
出所 「文部省第18年報」<1890(明治23)年分>復刻版、螢文社、1967(昭和42)年、P.68、  
第3回内国勧業博覧会の項より。
- 18) 筆者「近代産業展開期におけるプライマリーな工業教育—手島精一のサムライ的思想と啓発的  
活動を中心に—」大阪市立大学大学院経済学研究科前期博士課程修士論文<1990(平成2)年  
度>。

## ◎ 主要参考文献

- 一戸清方編輯「理論 實地 手工書 全」大日本図書、1892(明治25)年。
- 文部省實業學務局編纂「實業教育五十年史」1936(昭和9)年。
- 細谷俊夫著「技術教育—成立と課題」育英出版、1944(昭和19)年。
- 原正敏「わが国における普通教育としての技術教育の導入について」教育学研究第31巻第1号、  
1964(昭和39)年。
- 手塚又四郎「工作教育史」<「教育文化史体系Ⅱ」金子書房、1954(昭和29)年>。
- 宮原誠一編「生産教育」國土社、1956(昭和31)年。
- 矢野敏雄「小学校の手工教育」<清原道寿他編「産業技術教育講座第1巻」生活科学調査会、1958  
(昭和33)年>。
- 原正敏・佐々木享「技術科教育」<教育科学研究会編著「現代教科の構造」國土社、1964(昭和39)  
年>。
- 「日本科学技術史体系9」第一法規、1965(昭和40)年。
- 内山克巳著「明治前期実業教育施策史の研究」東海大学出版会、1972(昭和47)年。
- 国立教育研究所編「日本近代教育百年史」国立教育振興会、1974(昭和49)年。
- 佐々木享「展望近代日本技術教育史」科学史研究114、1975(昭和50)年。
- 「日本技術教育史」<「世界教育史体系32」講談社、1978(昭和53)年>。
- 森下一期「導入期の手工科に関する一考察—手工教育百年によせて—」『名古屋大学教育学部紀要  
(教育学科)』第33巻(1986年度)
- 「日本歴史地名体系」平凡社、1991(平成3)年。
- 「師範学校小學校手工科取調書」『大日本教育会雑誌』137号、1893(明治26)年。
- 「府下牛込區ナル公立赤城小學校ニ於テ手工科實施ノ沿革略記ヲ得タレバ左ニ掲ク」  
『大日本教育会雑誌』114号、1892(明治25)年。

最後に、本稿について、技術教育史関係についての懇切な御指導と発表の機会を与えていただいた名古屋大学教育学部の佐々木享教授のご厚意に対して深く感謝の意を表する。同時に、記念館の貴重な資料の活用についてお世話になった道家達将教授、司書の金丸ヨシ子先生のご厚意に対して、改めて深く感謝の意を表する。